

# 学校図書館における読書記録の管理方法に関する調査 —延滞督促と個人カードの取り扱いにみるプライバシー侵害・個人情報漏洩の問題を中心に—

山口真也(沖縄国際大学) yamaguchi@okiu.ac.jp

**<抄録>** 学校図書館において読書記録は個人情報・プライバシーとして保護されているのだろうか。学校図書館員を対象とするインタビュー調査の結果、多くの図書館において、①延滞督促、個人カードの管理共に、情報流出問題が生じていること、②活動が盛んな地域ほど貸出記録を保護することは難しいと考えられていることが確認された。しかし一方では、日々の活動を妨げずに貸出記録を保護する方法を独自に考案し、積極的に個人情報・プライバシー保護に取り組む図書館員も存在する。彼らの実践を参考に改善策を提案し、アンケート調査を実施した結果、6~8割の図書館員から「実現可能」という評価を得た。

## 1. 研究の目的と方法

学校図書館は、教育機関の内部に設置されるという制約から、「利用者の秘密を守る」という理念に基づいた活動を行うことは難しいと指摘されてきた。しかし、あらゆる分野において「個人情報保護」に対する意識が高まりつつある昨今、学校図書館界もまた、この問題を改めて検討し、日々の活動を見直していくべき時期が訪れているように思われる。

筆者は、「利用者の秘密」の1つである読書記録の管理状況とその問題点を把握するために、事前調査の結果をふまえて、全県的に専任職員を配置してきた沖縄県の学校図書館員(140名)<sup>2</sup>を対象とするインタビューを2004年3月から約2年間をかけて実施してきた。本研究では、特に深刻な問題が確認された延滞督促方法と貸出用の個人カードの取り扱いに注目し、読書記録がプライバシー・個人情報として保護されているかを明らかにすると共に、問題点を分析、さらに学校図書館員が参加する研修会<sup>3</sup>にて改善策を提案した上で実施したアンケート調査の結果をもとに、提案の実現性と今後の課題を考察してみたい。

## 2. 調査結果—貸出記録の管理方法とその問題点

読書の記録は、個人の内心を示す情報の一種であり、プライバシーが含まれることもある。個人情報評価情報として悪用されやすいこと、プライバシーの保護が知る自由の保障につながることを考えれば、図書館員はその記録が第三者の目に触れないように管理しなければならない。まずインタビュー調査の結果から、貸出記録の管理状況を確認してみよう。

### 2.1 延滞督促の方法

学校図書館において、読書記録が第三者に知られるケースとして、延滞督促の場面が挙げられる。公共図書館では、書名を周囲に知られないように配慮した上で、本人に通知する方法が一般的だが、学校図書館の督促はどのように行われているのだろうか。

まず、督促を行う担当者について確認すると、圧倒的多数が「クラス担任(または図書委員)に依頼」と回答

している(表1)。「学校図書館員自身」という回答もないわけではないが、比率は全体の1割にも満たない。その理由を尋ねると、沖縄県では、専任学校図書館員を長く配置してきた為、図書館利用が大変盛んであり、さらに近年では目標貸出冊数の設定や朝の読書、読み聞かせボランティアの導入等、学力向上対策の一環として、教師や保護者との連携の下で読書指導に取り組む学校が非常に多く、貸出者数が多くなるほど延滞者も増加することから、「1人職場」である学校図書館において、個別に督促を行うことは「困難」であるとする意見が大半を占めた。また、延滞督促に関する指導は公衆道徳の指導にもつながる為、「担任の仕事である」という意見や、子供と常に接している担任が行った方が「効果的」であるという意見も確認されている。一方で、図書館員自身が督促を行っていると回答した10校の内、離島の小規模校が9校、「延滞者が少ない」と回答した私立学校が1校であったことから、学校図書館の性質を考えるならば、担任に依頼することは仕方ないことであろう。

表1 延滞督促の担当者・督促票に記載する情報(②~④対象)

回 答/貸出方式	カード式			コンピュータ式			合計
	小	中	高	小	中	高	
①学校図書館員	4	3	0	2	1	0	10
②クラス担任	15	6	7	36	23	17	104
③図書委員	1	1	1	0	1	0	4
④クラス担任+図書委員	1	3	0	0	3	1	8
①延滞事実+タイトル	7	6	4	33	24	16	90
②延滞事実のみ	10	4	4	3	3	2	26
⑤未確認	2	2	0	1	2	7	14

表2 担任による督促方法に問題はないか?

回 答	小	中	高	計
①ある・ありうる(以下はその問題・複数回答可)	22	17	10	49
1)督促票(リスト)の掲示	18	14	9	41
2)督促票(リスト)の読み上げ	10	8	8	26
3)その他(担任によるのぞき見)	0	1	0	1
②ない (以下はその理由・複数回答可)	11	8	8	27
1)督促方法を指示している(口頭で具体的に)	2	2	1	5
2)督促方法を指示している(督促票に記載)	0	0	1	1
3)個人票を渡している(ので伝わっているはず)	3	3	6	12
4)督促票を綴じて(折って)渡している	1	1	1	3
5)言わずとも分かっているはず(単独回答)	7	2	0	9
③未確認	7	5	2	14

ただし、担任に督促を依頼するとしても、その方法については、十分な配慮が求められるはずである。仮に教育的な指導を望むとしても、延滞しているという事実を提供するだけで十分であり、個人情報としてのレベルが高いタイトルを伝える必要はない。ところが、督促方法を聞いてみると、督促を担任に依頼

<sup>1</sup> 2000年11月~2003年7月にかけて実施。学校教員123名、大学生・司書講習受講生443名を対象として、読書記録とプライバシーの関係についての理解度をアンケート調査によって確認した。

<sup>2</sup> 内訳は小学校62、中学校45、高校33名。私立学校の専任司書教諭、勤務実態のある高校司書教諭も対象としている為、「学校図書館員」という名称を用いる。

<sup>3</sup> 「平成17年度那覇地区司書研修会」(2005年12月開催、学校司書40名が参加。

する人物の77.6%が督促票にタイトルを記載していることが明らかとなる(表1)。つまり、多くの学校において、延滞者の貸出記録は、保護の対象にはなっていないという状況が確認されるのである。

では、担任へと渡された督促票はその後どのように扱われているのだろうか。担任の多くが図書館の専門家ではないことを考えれば、教室内での読み上げや貼り出し等の問題が起こる可能性は否定できない。そこで、担任による督促の状況を把握しているか確認したところ、64%がそうした問題が「ある」(または「ありうる」と)回答するという結果となった。一方、「ない」と回答した図書館員についても、督促の方法を指示しているのは5名のみであり、「個人票を渡しているのだから読み上げるはずがない」「読み上げたら可哀想ということは分かっているはず」等、その根拠は希薄である。また、「問題はある」としつつも、督促票の書名欄に、周囲に「知られたくないかな、と思うような書名が含まれている場合には、書名部分を切り取ったり、直接督促する」という配慮によって問題を回避できるという回答もあったが(小学校)、こうした対応も個人によって「知られたくない」という感覚が変化することを考えれば、十分な対策とは言えない。読み上げや掲示等の問題がより多くの学校で起こっている可能性は決して否定できないのである。

## 2.2 貸出用個人カードの管理方法

貸出記録が第三者に知られないようにする為には、館内に残されている情報の日常的な管理方法にも注意が必要である。個人情報はその存在する限り、漏洩の危険性に晒されることになる。よって、貸出記録の最も安全な管理方法は「記録を不用意に残さない(返却時に消去する)」ことである。そこで調査では、まず記録の消去時期を確認したのだが、表3から分かるように、返却時に消去している学校はカード式の1校(高校)のみという結果となった。返却時に消去しない理由としては、「読書指導の為に活用する」という意見が大半であり、「読書の歩みを振り返ることができるので」、あるいは、「担任へ報告する統計資料の作成の為」、さらには「多読賞の表彰」や「読書相談資料として活用する」といった目的が確認されている。貸出記録を読書指導目的で活用することの是非は改めて問われるべきであるが、ひとまず貸出記録を返却後も一定期間保有することを前提とする場合であっても、その記録が不用意に第三者に知られてしまうような状態で管理されていないかということは当然、問題になってくるだろう。ところが、実際の貸出記録の管理方法は十分なものとはなっていない(表4)。

まずカード式での管理状況を見ると、多くの学校において、貸出記録が記載された個人カードは、個人が管理するのではなく、館内でまとめて管理されている。また、個人カードをカウンター内で管理し、利

用のたびに手渡しているケースは少なく、大半はカウンター上、またはフロアに設置されたカードボックスに入れられたままになっている。小学校では、低学年のカードを教室で管理したり、教室近くの廊下の壁にカード入れが備えられているケースもある。多くの学校図書館において、貸出記録は、第三者が自由に手に取れる場所に放置されているのである。

表3 貸出方式と貸出記録の消去時期

回答/貸出方式	カード式			コンピュータ式			合計
	小	中	高	小	中	高	
①貸出方式	23	15	8	39	30	25	140
②返却時の消去(しない場合は以下から時期を選択)	0	0	1	0	0	0	1
1)年度末に消去	13	4	1	23	9	1	51
2)卒業時に消去	9	11	4	5	13	19	61
3)分からない	0	0	0	3	0	5	8
4)消去しない・決まっていない	0	0	0	6	7	0	13
5)未確認	1	0	2	2	1	0	6

表4 貸出用個人カードの管理方法

回答/貸出方式	カード式			コンピュータ式			合計
	小	中	高	小	中	高	
①個人管理	0	0	0	0	0	9	9
②カウンター内(台紙式も含む)	0	2	2	0	0	1	5
③カウンター上	15	10	4	20	13	6	69
④フロア・カウンターの外	6	3	0	18	14	0	41
⑤カウンター上+教室内(低学年)	1	0	0	0	0	0	0
⑥フロア+廊下(低学年)	1	0	0	0	0	0	1
⑦決まっていない	0	0	0	0	1	0	1
⑧未確認	0	0	2	1	2	9	14

※ブラウン式の高校については、利用中のカードの管理方法を集計

表5 管理上の問題はあるか?

回答	小	中	高	合計
①ある・ありうる(以下はその問題・複数回答可)	47	32	7	86
1)児童生徒間での書名ののぞき見	24	20	6	50
2)児童生徒間での冊数ののぞき見	35	23	4	62
3)児童生徒が読みたい本の借出者を調べる	4	5	0	9
4)外部利用者による個人カードののぞき見	1	2	0	3
②ない	7	8	18	33
③未確認	4	3	8	15
④分からない	4	2	0	6

表6 対策は必要か?(なぜ必要ないのか?)

回答	小	中	高	合計
①必要(以下はその対策・複数回答可)	37	27	4	68
1)オリエンテーションの実施	4	1	0	5
2)見かけたら個別に注意	37	27	4	68
3)システムの変更を求めている	0	0	0	0
4)カウンター内でカードを管理	0	1	0	1
5)カウンターを離れる際パスワードでロック	0	0	1	1
②不要(以下はその理由・複数回答可)	8	4	2	14
1)悪意があるわけではない	0	2	2	4
2)読書の輪を広げていくことができる	1	0	2	3
3)冊数しかみていない	2	2	0	4
4)のぞき見できる量が少ないので問題ない	1	0	0	1
5)見られることが当たり前になっている・恥ずかしい本は勝手に持ち出すので貸出記録に秘密はない	3	1	0	4
③なんとなく	1	0	0	1
③未確認	2	1	1	4

一方、コンピュータ式の図書館では、カード式のように貸出記録はむき出しの状態にはなっていないように思える。しかし、小中学校の大半は、貸出用の個人カードのバーコード部分を読み取らせることで、過去の貸出履歴が表示されるシステムが導入されており、しかもそのカードがカウンター上やフロアに

放置されている為、他人の貸出記録を呼び出すことはさほど難しくなっている。専任図書館員であっても、カウンターから離れることもあれば、顔と名前が一致しない場合に他人のカードを使っていることが分からないケースもあるだろう。表5は個人カードをカウンター内で管理していない図書館を対象として、プライバシー侵害状況を調査した結果であるが、現実には他人の読書記録を見ようとする利用者が非常に多いことが分かるだろう。また(カード式の一部の学校では)、「自分の子供と他の子供のカードを見比べている保護者もいる」という話もあり、情報の流出は学外に広がっている状況も見えてくる。

なお、調査では、他人の貸出履歴を見たがる利用者は多いが、「書名には興味はない」という回答も多数寄せられている。上述のように、沖縄県では、多読賞の表彰や目標冊数の設定等、冊数評価に基づく読書指導が盛んに展開されており、他人の貸出冊数が気になる利用者も少なくない。しかし、それは競争心から生じる行為であって、「秘密を知りたいという意図や悪意はない」という指摘も多数の図書館から寄せられているのである。ただし、冊数情報もまた個人情報であり、プライバシーとなりうる上に、「冊数しか見ていない」という回答は想像に過ぎない。このことは、表5で「問題はない」と回答した33名についても同様であり、「問題がない方がよい」という願望に基づく回答とも思われるのである。そもそも個人カードが放置されていれば、情報が漏洩していると考えの方が自然ではないか。これらの意見には、現実を直視しようとしないう「甘さ」があるようにも思われる。

### 3. 考察—望ましい読書記録の管理方法

以上のように、沖縄県の学校図書館では、利用者の個人情報、プライバシーが厳重に保護されていない状況を確認することができる。では、なぜこのような状況になってしまっているのだろうか。その原因を探ると共に、望ましい管理方法を考察してみたい。

#### 3.1 延滞督促方法の改善

言うまでもなく、学校図書館における読書にも秘密は含まれている。児童生徒は時に悩みを解決する本や性に関する本に興味を持つこともある。男子が女性的な趣味の本を読むこともあれば、その逆もあり、そうした読書内容を督促の際に公表されることは、予期せぬ人物評価や利用者同士でのいじめ、からかいにつながるだけでなく、図書館利用への制約を生じさせる可能性もある。もちろん、他の利用者の資料へのアクセスを妨げるという意味では、延滞指導は厳しく実施されなければならない。しかしだからと言って、延滞者のプライバシー、個人情報が公表されてよいというわけでもないだろう。ペナルティが必要だとしても、貸出停止等の措置をとる方法もある。インタビュー調査でも、「知られたくなければ早

く返却すればよい」「罰としてタイトルを公表されても仕方ない」と回答したのは2名のみであり、延滞者についても、プライバシー、個人情報は守られるべきであるという考えが多数を占める結果となった。

督促方法にみる問題を解決する為の第一の方法は、延滞事実のみをクラス担任に伝え、タイトルの記載を中止することであろう。インタビュー調査ではまずこの改善策について意見を求めたのだが、「タイトルは不要(賛成)」とする回答は31.9%と、現在の状況よりも高い数値を示した一方で、依然として「タイトルは必要(反対)」という回答が7割近くに上るという結果となった(表7)。多くの図書館員は、「何を借りたか分からなくなっている為に延滞する利用者が多い」ことや、「延滞者ほど読書への思い入れが浅く、タイトルを伝えなければ、借りたことさえ思い出せない」ことを理由に挙げて、タイトルなしの督促票では「効果がない」と語っている。さらに、コンピュータ式ではバーコードをなぞるだけで貸出が終わってしまう為、カード式とは違い、借りた資料についての印象が残りにくいという意見も少なくない。このことは、督促票にタイトルを記載しない比率、または「記載しなくてもよい」と考えている比率が、コンピュータ式の図書館よりもカード式の図書館の方が大きいことにも表されていると言えるだろう(表1・7)。

では、貸出記録を保護することと効率的に督促を行う

ことは両立できないのだろうか。ここで筆者が注目したい方法が、表2の「督促票を綴じて(折って)渡している」という回答である。督促においてタイトルを伝えたい相手は利用者自身である。つまり、利用者だけがタイトルを確認すればよいのであって、担任が確認する必要はない。ならば、本人だけがタイトルを見ることができるよう方法、例えば個人票を作成し、タイトル部分を内側に折り、外側に氏名を記載、ホッチキス等で綴じる作業を行えば、タイトルを知られることなく督促を行うこともできるだろう。こうした対策は既に小中高校(大規模校)の図書館員3名が実践しており、カード式の高校ではさらに「明らかに人に知られたくないと思われる本については、書名の冒頭部分だけを書く」という配慮もなされている。業務の効率性を大きく妨げることなく、督促を行うことは決して不可能ではないと思われるのである。

では、この方法について、現場の図書館員はどのように評価するのだろうか。上述のように、筆者は学校図書館員(40名)を対象とする研修会において、督促方法の改善を提案し、実現性についてアンケート調査を実施した。その結果、タイトル入りの督促票を用い

表7 督促票に書名は必要か? (表2の②~④対象)

回答/ 貸出方式	カード式			コンピュータ式			合計
	小	中	高	小	中	高	
①必要	6	5	4	32	19	13	79
②不要	11	5	4	4	8	5	37

ていると回答した 38 名(残り 2 名は折る、糊付してから渡すと回答)の内、筆者の提案に対して、「①実際の業務の中で実施可能」と回答した人数は 27 名、「②できない・しない方がよい」という回答は 9 名となった(2 名が無回答)。②の選択者には理由を明記するように依頼したが、「教師が生徒の個人情報を軽く見ているので、書名がなければ督促できないと言われそう」、「督促状を(ホッチキスで留めて)教師に渡しても平気で見よう」とする意見であり、図書館員の働きかけによって解決できる問題であると考えられる。(無回答を除けば)支持率は 77.1%に上っており、筆者の提案が広く受け入れられる可能性は高いと言えるだろう。

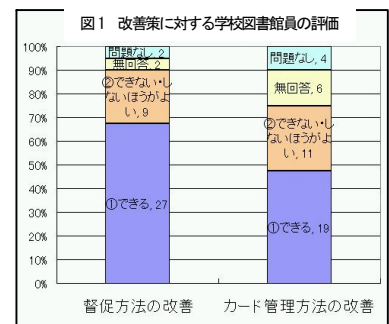
### 3.2 個人カード管理方法の改善

次に、個人カードの管理方法について考察してみよう。表 6 から分かるように、学校図書館員の多くは、他人の記録を無断で見ている利用者に気づいた場合には、「個別に注意している」と回答している。しかし、こうした事後の対策だけでは問題を未然に防ぐことはできない。そこでインタビュー調査では、個人カードの管理方法を聞いた後に、一部で実践されている「個人管理」「手渡し」という方法の実現性について確認することとしたが、まず個人管理については、「過去に試みたが、紛失が非常に多く、学校では無理」と判断したという意見や、「子供達自身が個人情報の重要性を理解していない」現状では、学内や通学路等に「放置したり、落としたりするかもしれないのでかえって危険」という意見が小中高問わず多く寄せられる結果となった。また、カードボックスを利用者の手の届かないところに置き、手渡しするという方法についても、利用時間が集中する学校図書館では、100 人近い利用者が一度に押し寄せ、廊下まで貸出を待つ列が並ぶという状況もあり(特に小学校)、1 人職場の学校図書館では、名前を確認してカードを手渡しすることは「到底、不可能」とする意見が多数を占めた。

では、個人情報、プライバシー保護を前提としつつ、効率的に貸出を行うことができるようなカードの管理方法はないのだろうか。ここで再び表 4 の回答に注目すると、貸出が多い中学校でも、手渡ししている図書館員が 2 名存在していることに気づく。そしてその内 1 名は、個別対応は難しいとしながらも、混雑時とそれ以外の対応を分けることで個人情報を守ることができるという回答しているのである。この図書館員の話によると、利用が集中する時間帯には、そもそも他人のカードをのぞき見る余裕はなく、問題が起こるのは昼休みや放課後等の利用が少ない時間帯であるという。ならば、混雑時にはボックスをカウンターの上に置き、それ以外は利用者の手の届かない場所に戻して、手渡しをするという対応も「不可能ではない」とこの図書館員は語るのである。こうした対応はコンピュータ式でも応用できるし、カード式で

は表紙をつける形式の個人カードを使用すれば、情報の流出をさらに防ぐことができる。図書館員がカウンターから長時間離れる場合は、ボックスを施錠したり、鍵のかかる事務室に移動すれば、安全性はますます高まるだろう。また、ガードを堅くするだけでなく、新入生向けのオリエンテーション等で、読書記録がプライバシーであることや、自分が同じことをされたらどう思うかを考えさせ、他人の権利を守ることを学ばせれば、さらに強固な対策となるだろう。

こうした対策の実現性について、3.1 と同様に、研修会にて提案した上で、アンケート調査を実施したところ、貸出用個人カードを利用者の手の届く場所で管



理していると回答した 36 名中、混雑時と閑散時での対応を区別し、オリエンテーションによって意識を高めるといった提案について、日常業務の中で「①できる」と回答したのは 19 名、「②できない・しない方がよい」と回答したのは 11 名という結果となった。ここでも 6 割以上が賛同しており、筆者の提案が現実的問題をふまえた 1 つの対策として有効なものであることが分かるだろう。なお、無回答者が 6 名いたことや、②の選択者に理由の記述を求めたにも関わらず記述がなかったことを考えると、明確な理由はないが、提案に疑問を感じるような雰囲気があることを意味しているとも思われる。今後は、対話を重ねながらその問題点を探っていく必要もあるだろう。

### 4. 今後の課題

これまでの 6 年間の調査を通じて感じたことは、個人情報を預かると共に、読書の自由を保障しなければならない立場にあることへの理解が、現場の学校図書館員に不足しているのではないかということであった。アンケート調査では、筆者の提案に対して肯定的な意見が多数を占めたが、図書館活動の活発さを理由に問題が放置されてきたことや今までより手間のかかる作業が求められることを考えれば、回答者全員が業務を見直すかどうかは定かではない。

学校図書館において読書の秘密を守ることが難しいとされてきた背景には、専門職、または管理者としての職員の不在という問題があったと考えられる。しかし、全国的に専任の学校図書館員を配置してきた沖縄県には、この問題を議論し、実践していく基盤がある。今後は、地域の研修会等に積極的に参加して図書館員の意識を高めると共に、ガイドライン作成等、より実現性の高い方法で読書記録の取り扱いについて改善を求めていきたい。(2006 年 4 月 22 日)